

島教教第89号
令和7年4月11日

各県立学校長 様

学校教育課長
(子ども安全支援室)

1人1台端末への相談窓口連絡先のタブの追加について

各学校においては、児童生徒の心の状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携しつつ、必要な相談体制の充実を図るなど、児童生徒一人ひとりの心の状況を見守り、心のケアに努めていただいているところです。

悩みや困難を抱える児童生徒が相談したいタイミングで相談できる環境を整備しておくことは、非常に重要であることから、令和6年7月19日より、1人1台端末の画面に相談窓口連絡先のタブを常に表示し、児童生徒にとって相談しやすい環境を整えています。

については、引き続き下記のとおり1人1台端末の画面に相談窓口連絡先のタブを常に表示しますので、貴校の児童生徒に対して、端末の画面に相談窓口連絡先のタブが常に表示されていることを周知していただき、相談がある場合は学校以外の相談窓口でも相談ができることを伝えていただきますようお願いいたします。

また、県教育委員会のホームページに掲載している保護者に対する相談窓口連絡先についても各校のホームページやスクールメール等を活用し、周知していただきますよう併せてお願いいたします。保護者への周知については、「【別添】保護者への依頼文（スクールメール送信用）」をご活用ください。

記

- 1 生徒への周知方法 各校の実情に応じてお願いします。
- 2 保護者への周知方法 ホームページへの掲載やスクールメールの配信
※スクールメールの配信は月1回、学期に1回など、各校で頻度を決め、定期的にお願ひします。

学校教育課子ども安全支援室
担当 企画幹 岩佐朋文
TEL 0852-22-5412 FAX 0852-22-6857
e-mail : iwasa-tomofumi@edu.pref.shimane.jp

相談窓口はこちら！

自分のこと、家族のこと、友達との関係、
学習や進路のこと、学校生活のことなど
どんなことでもだいじょうぶ
あなたの話、いつでも聴くよ

誰もが、誰かの、
たからもの。

それぞれの相談は次の窓口から相談できますよ！

学校・教育に関してお困まりのことはありませんか？
悩みの相談はこちらをクリック！

県の相談窓口一覧



いじめ相談
テレフォン

なかなくでいいぜ

0120-779-110

24時間
子供SOSダイヤル

おなやみ言おう

0120-0-78310

LINEによる相談

相談してみるにや！

LINEで相談したいときは2次元コードを読み取ってください！

※LINEではなくweb版で相談したいときはこちらをクリック！



性暴力に関する相談窓口はこちら！

性暴力
被害者支援センター
たんぼぼ

連絡先：0852-25-3010

または #8891

開設日：月～金曜日 8:30～17:15

(土・日曜日、祝日・年末年始はコールセンターで
対応)

しまね性暴力
被害者支援センター
さひめ

連絡先：0852-28-0889

開設日：火・木・土曜日（年末
年始を除く）17:30～21:30

メール相談：HPからアクセス

<https://sahime.onnanokonotameno-er.com/>

性犯罪
被害者相談電話
(島根県警察)

連絡先：#8103または

0120-110-267

24時間対応

島根県教育センターの教育相談はこちらから！



浜田教育センター

教育相談

学校教育や家庭教育に関する様々な不安や悩み、心配なこと（学習・生活・対人関係など）をご相談ください。

[島根県教育センター](#)
[浜田教育センター](#)



"こころ・発達" 教育相談室

不登校や発達について、また医療が必要と考えられるお子さんに関することなどをご相談ください。

["こころ・発達"
教育相談室](#)



島根県教育センター

教育相談

学校教育や家庭教育に関する様々な不安や悩み、心配なこと（学習・生活・対人関係など）をご相談ください。

[島根県教育センター](#)

LGBT等に関する悩みはこちらから！



島根 にじいろダイヤル

LGBT等専門電話相談

性別の違和や同性愛などの悩み・困りごとの相談に応じます

TEL 050-3462-1306

第2日曜日 14:00~17:00

第4火曜日 18:30~21:30

性別の違和や同性愛、アウティング、カミングアウトなど、セクシュアリティにかかわる悩みや困りごとに、専門の相談員が応じます。

ご本人、ご家族、ご友人、教職員など、どなたでも匿名で相談できます。相談時間は概ね30分程度で、性の多様性に関する専門知識を有する者が対応します。秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

※相談は無料ですが、IP電話への通話料がかかります。

誰にも言えない気持ち、聴かせてください。

いのちの電話

なやみ ところ

0120-783-556

(フリーダイヤル無料)

○毎日16:00~21:00 ◎毎月10日は8:00~翌11日8:00

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

① 島根県教育委員会

島教教第73号の2
令和7年7月4日

各市町村教育委員会教育長 様

島根県教育庁学校教育課長
(子ども安全支援室)

学校に行きづらい子どもたちの保護者向け専用カウンセリングダイヤル
「親“そっと”ダイヤル」7月～12月について(通知)

4月より県教育委員会が開設している、学校に行きづらい子どもたちの保護者向け専用カウンセリングダイヤル「親“そっと”ダイヤル」について、別添実施要項(令和7年7月1日改正)のとおり、開設日時を変更します。

つきましては、貴所管の小学校、中学校及び義務教育学校に対して周知していただくとともに、各校においてチラシを配付したり、スクールメールを活用したりするなどして、保護者の皆さまに周知していただきますようご配慮ください。

- 添付
- ・実施要項(令和7年7月1日改正)
 - ・Ⅱ期保護者あて文書案
 - ・Ⅱ期保護者あてメール案
 - ・Ⅱ期親そっとダイヤル予定
 - ・②親そっとダイヤル周知用チラシ

島根県教育庁学校教育課子ども安全支援室

担 当 企画幹 野田 寛志

TEL 0852 - 22 - 5412 FAX 0852 - 22 - 6857

E-Mail noda-hiroshi@edu.pref.shimane.jp

学校に行きづらい子どもたちの保護者向けカウンセリングダイヤル

親“そっと”ダイヤル

“そっと”相談できます “そっと”寄り添います

学校に
行きたがらない

学校と
どのように
関わったら
いいの

勉強が
心配

子どもに
どう声をかけたら
いいの

どこに
相談しよう…

●相談日時

7月27日(日)、8月3日(日)14～17時

8月20日～ 9月24日 毎週水曜日15～18時

10月 6日～ 12月 8日 毎週月曜日15～18時祝日を除く

●相談対象 県内在住の公立小・中学校の保護者

●相談時間 およそ30分

オヤハ イシム(ネニ) ナヤミムク(ワレル)

TEL 080-146-78369

親は意思胸に、悩み報われる

相談は無料ですが、通話料がかかります。

1回線しかないため、相談中の場合はつながらない
ことがあります。

しばらく時間をおいて、おかけ直してください。

●県任用のスクールカウンセラーがお話を聞きます。

主に対応するスクールカウンセラーの声を聞くことができます。



CHECK IT OUT

<https://x.gd/x7twi>

問い合わせ先 島根県教育庁学校教育課
子ども安全支援室

0852-22-5412

R7年度 「親”そっと”ダイヤル」相談実績 (4月～11月末現在)

| | | | | | | |
|--------|-----|------|----|----|-----|----|
| 相談枠数 | 144 | 相談件数 | 13 | | | |
| 相談者の内訳 | 父親 | 母親 | 祖父 | 祖母 | その他 | |
| | 1 | 12 | 0 | 0 | 0 | |
| 子どもの学年 | 小1 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 |
| | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 中1 | 中2 | 中3 | | | |
| | 3 | 2 | 0 | | | |

R7年度 「親”そっと”ダイヤル」アンケート結果

| 利用した日 | 今回相談されたお子さまの学年 | お住いの市町村名 | 今回相談者 | 今回、「親”そっと”ダイヤル」を利用した理由で近いもの | 「親”そっと”ダイヤル」を知ることになったきっかけ | 今回、「親”そっと”ダイヤル」を利用して、よかった点 | 今回、「親”そっと”ダイヤル」を利用して、気になる点 |
|-------------|-----------------------|----------|-------|---|---------------------------|--|---|
| 5/7 20:12 | 小学校6年生(義務教育学校前期課程6年生) | 出雲市 | 母親 | 電話で気軽に相談できるから。匿名で相談したかったから。相談したいタイミングでたまたま実施されていたから。 | 学校からのメール | 悩みを聞いてもらって、別の視点から客観的に状況を知ることができ、寄り添ってもらえて、心強かったです。 | 今回はたまたま必要になったタイミングで、有給休暇をとっていたから電話ができましたが、曜日や時間帯がもう少し範囲が広いと更に相談しやすいと思います。 |
| 5/16 10:41 | 小学校1年生(義務教育学校前期課程1年生) | 出雲市 | 母親 | 電話で気軽に相談できるから。相談したいタイミングでたまたま実施されていたから。普段、学校で相談できる時間帯よりも都合がよかったから。 | 学校からのメール | 悩んでるときに、早い段階で話をきいてもらえることができてよかった。 | |
| 5/21 17:44 | 小学校3年生(義務教育学校前期課程3年生) | 松江市 | 父親 | 電話で気軽に相談できるから。相談したいタイミングでたまたま実施されていたから。 | 周りの人からすすめられた | 第三者の意見を聞く事が出来て気がありました。 | 他の曜日でも相談出来ると嬉しいです。 |
| 5/28 19:26 | 小学校3年生(義務教育学校前期課程3年生) | 松江市 | 母親 | 電話で気軽に相談できるから。学校に配置されているスクールカウンセラーとは違うスクールカウンセラーに相談したかったから。 | 周りの人からすすめられた | 話を聞いてもらえた | 通話料無料にしてほしい |
| 7/9 17:33 | 小学校2年生(義務教育学校前期課程2年生) | 松江市 | 母親 | 電話で気軽に相談できるから。 | チラシ | | |
| 9/3 20:03 | 中学校2年生(義務教育学校後期課程8年生) | 松江市 | 母親 | 電話で気軽に相談できるから。普段、学校で相談できる時間帯よりも都合がよかったから。スクールカウンセラーに相談すること自体を学校には知られなくなかったから。 | チラシ、学校からのメール | 学校の職員ではない人に気軽に相談できたこと。 | |
| 11/17 19:22 | 小学校4年生(義務教育学校前期課程4年生) | 出雲市 | 母親 | 相談したいタイミングでたまたま実施されていたから。学校に配置されているスクールカウンセラーとは違うスクールカウンセラーに相談したかったから。 | 学校からのメール | こちらのまとまらない話を5分近く遮らず聴いてくださって、途中で要点をまとめながら質問してくださって、自分の本心や今後の対処を掴むに至りました。これまで話を遮られたり、一気にアドバイスをされたりして、それはそれで苦しかったので、本当にありがたかったです。 | 予約が出来たらいいなと感じました。 |

令和 7 年 7 月 22 日

各県立高等学校長 様

学 校 教 育 課 長
(子ども安全支援室)
保 健 体 育 課 長
(健康づくり推進室)

1 人 1 台端末への「SOS フィルター」の導入について

児童生徒の自死予防については、これまでも自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）等に基づき、各学校において取り組んでいただいているところです。

しかしながら、厚生労働省・警察庁の自殺統計によると、令和 6 年の児童生徒の自死者数は全国で 529 人と過去最多となり、大変憂慮すべき状況にあります。

このような中で、NPO 法人 OVA により、児童生徒が「死にたい」など深刻な悩みに関する語句を検索した際、悩みに応じた相談窓口やセルフケアの方法をまとめたポップアップを端末に表示させる機能が開発され、無償で教育委員会等に提供されています。

については、自死予防の取組の一環として、県立高等学校の生徒の 1 人 1 台端末に導入することとしましたので、ご承知おきください。

記

1 概要

「SOS フィルター」は、児童生徒が「死にたい」、「自傷」、「いじめ辛い」など深刻な悩みに関する語句を検索した際、悩みに応じた相談窓口やセルフケアの方法をまとめたポップアップを端末に表示させる機能

Google Chrome 等を利用する端末であれば、教育委員会などが管轄する学校の全児童生徒の端末に無償でインストールが可能

2 導入開始日 令和 7 年 8 月 1 日（予定）

※内容が確認できるよう指導者用端末には、1 か月程度ポップアップを表示

3 導入方法 手続き及び作業は県教育委員会での実施

4 その他

- ・ 個人が特定できるような情報は収集せず、誰が検索したか等の通知が学校や管理者に届くことはありません。
- ・ iPad では利用できません。
- ・ 参照ホームページ <https://sos-filter.ova-japan.org/>

学校教育課子ども安全支援室

担当 企画幹 岩佐 朋文

TEL 0852-22-5412

e-mail : iwasa-tomofumi@edu.pref.shimane.jp

ワードの対応領域を 6領域に拡大して開発(登録キーワードは 4796個)

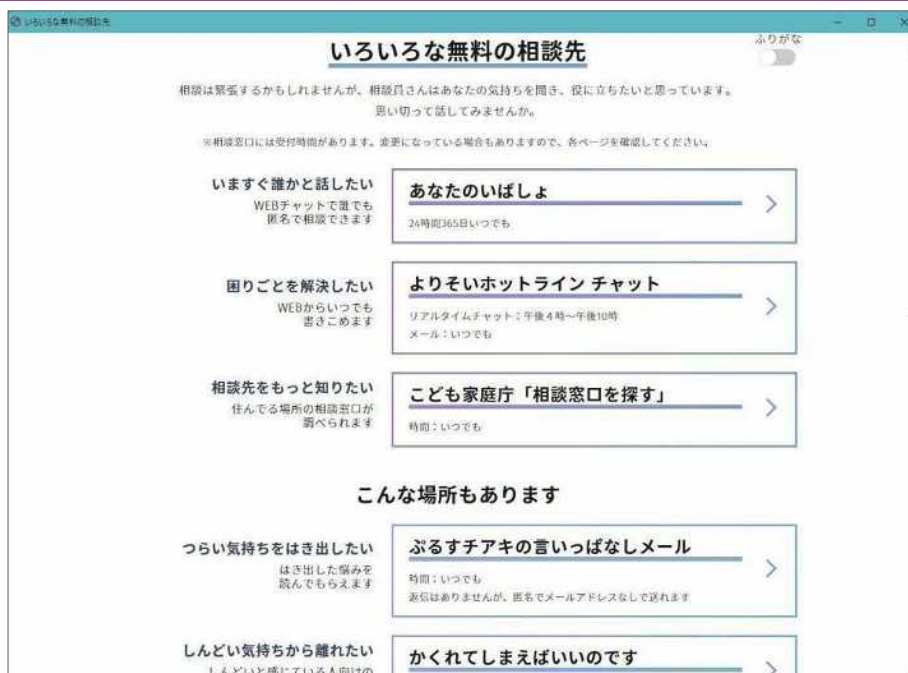
| カテゴリ | キーワード例 |
|------------------|----------------------------|
| 自殺 | 「死にたい」「消えたい」「自殺」 |
| 自傷 | 「OD」「リスカ」「自傷」 |
| 精神疾患 | 「寝れない」「メンタルつらい」「うつ」 |
| 性暴力 | 「裸を撮られた」「痴漢」「触られた」 |
| 学校での人間関係(いじめを含む) | 「ハブられるつらい」「いじめ辛い」「友人関係 悩み」 |
| 家庭での人間関係(虐待を含む) | 「虐待」「親 殴られる」「家しんどい」 |

検索したキーワードに即座に連動し、コンテンツをそれぞれ表示

検索エンジン Beingで「触られた」と検索すると (ブラウザ: Google Chrome)

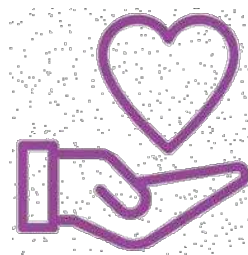
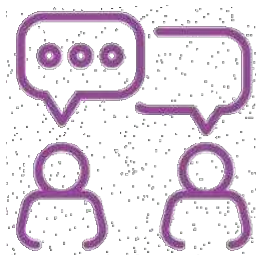


調べたワードに連動した相談窓口の表示



「SOSフィルター」の3つの効果

1. 自殺・自傷・性暴力被害・家庭での人間関係(虐待を含む)学校での人間関係(いじめを含む)など、その悩みに特化したより適切な相談窓口、支援に繋ぐことができます。
2. セルフケアの方法を多く提示することで、児童生徒がストレスを自ら対処できるようサポートします。
3. 「相談のコツ」を表示して、児童生徒が周囲や相談窓口へ相談しやすくなるようサポートします。



「SOSフィルター」の2つの特徴

1. 導入費用がかからない

GoogleChrome・Microsoft Edge※
を利用する端末であれば、教育委員会などが
管轄の学校の全児童生徒の端末に
無償でインストールすることができます。



2. 個人情報の収集・学校への通知なし

個人が特定できるような情報は収集せず、誰が検
索したか等の通知が学校や管理者に届くことはありません。



※iPadについては、Chrome拡張機能に対応していないため、「SOSフィルター」を利用することはできません。

島根県フリースクール等連絡協議会の活動状況

1 設置

令和6年10月30日

2 構成機関

(1) フリースクール等

活動の拠点となる施設を本県に置き、かつ、フリースクール等の活動に関わるものについて、小中学校の児童生徒を受け入れる準備があり、学校等との連携推進の意思のある機関

(2) 学校

島根県小学校長会、島根県中学校長会、特別支援教育学校長会

(3) 教育関係機関

島根県教育庁学校教育課子ども安全支援室、特別支援教育課、島根県教育センター、各教育事務所、各市町村教育委員会 等

(4) その他

子ども安全支援室長が認める者

3 活動状況

(1) 令和6年10月30日 令和6年度第1回フリースクール等連絡協議会

- ・ 参加民間機関の活動紹介
- ・ 益田市の取組紹介
- ・ 学校等とフリースクール等の相互理解について
- ・ 民間機関で過ごした場合の出席扱いと評価

(2) 令和7年2月14日 令和6年度第2回フリースクール等連絡協議会

- ・ 「不登校児童生徒への支援」に関する国の考えについて
- ・ 今後の連携について
- ・ 認証制度に必要な事項

(3) 令和7年2月 危機管理マニュアルの提供 【参考1】

(4) 令和7年4、5月（2回）オンライン研修会

- ・ 「不登校児童生徒への支援」に関する国の考えについて 【参考2】

(5) 令和7年7月 フリースクール紹介リーフレット設置 【参考3】

(6) 令和7年10月8日 令和7年度第1回フリースクール等連絡協議会

- ・ 島根県の不登校の状況について
- ・ 各フリースクール等の状況について
- ・ 学校等とフリースクール等の連携について
- ・ 島根県フリースクール等連絡協議会参加要件について
- ・ 各フリースクールからの提案・要望・確認事項について
(学校からの支援、教育支援センターの支援内容、今後の連絡協議会のあり方について)

島根県フリースクール等連絡協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 不登校児童生徒への多様な学びの機会の確保や社会的自立を目指すことへの支援が求められる中、本県において、不登校児童生徒のために居場所づくりや学びの機会を提供するフリースクール等の民間機関(以下「フリースクール等」という。)と、学校や教育関係機関(以下「学校等」という。)との連携・協働を推進するため、フリースクール等連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、以下の事項について協議する。

- (1) フリースクール等と学校、教育関係機関の相互理解に基づく連携・協働のあり方
- (2) その他、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は以下の機関で構成する。

- (1) フリースクール等
活動の拠点となる施設を本県に置き、かつ、フリースクール等の活動に関わるものについて、小中学校の児童生徒を受け入れる準備があり、学校等との連携推進の意思のある機関
- (2) 学校
島根県小学校長会、島根県中学校長会、特別支援教育学校長会
- (3) 教育関係機関
島根県教育庁学校教育課子ども安全支援室(以下「子ども安全支援室」という。)、特別支援教育課、島根県教育センター、各教育事務所、各市町村教育委員会 等
- (4) その他
子ども安全支援室長が認める者

(事務局)

第4条 協議会の事務局は子ども安全支援室に置き、会議の運営及び庶務を行う。

附則 この要綱は令和6年10月30日から施行する。

令和7年4月1日一部改正

誰もが、誰かの、
たからもの。

学校危機管理の手引

～危機管理マニュアル作成のために～
(改訂版)

令和6年7月

島根県教育委員会

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん、 島根県

Q いいけん 島根県

<https://www.kanagawa-pref.go.jp/ikn/ikn.html>



目次

第1部 学校における危機管理

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 学校における危機管理 | 4 |
| 第2章 危機管理マニュアルの整備 | 6 |
| 第3章 危機管理の体制 | 7 |
| 第4章 危機発生時の対応 | 9 |
| 第5章 対応の評価と再発防止に向けた取組 | 15 |
| 第6章 消費者事故等への対応 | 16 |
| 第7章 情報公開等への対応 | 17 |

第2部 事項別危機管理の要点

第1章 学校保健・学校給食

| | |
|--|----|
| 第1章 感染症（結核・麻しん等）の発生 | 22 |
| 感染症（結核・麻しん等）発生時の対応 | 23 |
| 第2章 食物アレルギー | 25 |
| 学校における食物アレルギーの発生時の対応 | 26 |
| 第3章 学校給食への異物（危険な異物）混入 | 27 |
| 学校給食への異物（危険な異物）混入発生時の対応 | 28 |
| 第4章 寄宿舎における舎食への異物（危険な異物）混入 | 29 |
| 寄宿舎における舎食への異物（危険な異物）混入発生時の対応 | 30 |
| 第5章 学校給食による食中毒 | 31 |
| 学校給食による食中毒発生時の対応 | 32 |
| 第6章 寄宿舎における舎食による食中毒 | 33 |
| 寄宿舎における舎食による食中毒発生時の対応 | 34 |
| 第7章 飲料水の汚染 | 37 |
| 飲料水の汚染発生時の対応 | 38 |
| 第8章 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、松くい虫防除剤空中散布など | 39 |
| 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、松くい虫防除剤空中散布被害発生時の対応 | 40 |
| 第9章 熱中症 | 41 |
| 熱中症発生時の対応 | 44 |

第2章 学校安全

| | |
|---|----|
| 第1章 風水害発生時の対応 | 46 |
| 風水害発生時の対応 | 47 |
| 第2章 地震発生時の対応 | 50 |
| 地震発生時の対応 | 51 |
| 第3章 火災発生時の対応 | 52 |
| 火災発生時の対応 | 53 |
| 第4章 学校防犯（外部からの侵入者・不審車両対応） | 54 |
| 外部からの侵入者（不審車両）による傷害事件発生時の対応 | 55 |
| 第5章 授業中の事故 | 56 |
| 授業中の事故への対応 | 57 |
| 第6章 部活動中の事故 | 58 |
| 部活動中の事故発生時の対応 | 59 |
| 第7章 登下校中の事故 | 61 |
| 登下校中の事故発生時の対応 | 62 |
| 第8章 放課後支援活動（放課後子ども教室・放課後児童クラブ・ハッピーアフタースクール）中の事故 | 63 |
| 放課後支援活動（放課後子ども教室・放課後児童クラブ、ハッピーアフタースクール）中の事故発生時の対応 | 64 |

| | |
|--|-----|
| 第9 <u>クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応</u> | 65 |
| クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応 | 66 |
| 第10 <u>弾道ミサイル発射に係る対応（Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合）</u> | 67 |
| 児童生徒が学校に滞在している場合の対応 | 70 |
| 児童生徒が登下校中の場合の対応 | 71 |
| 児童生徒が校外で課外活動中の場合の対応 | 71 |
| 第3章 学校生活上の問題 | |
| 第1 <u>いじめ</u> | 73 |
| いじめ発生時の対応 | 75 |
| 第2 <u>暴力行為</u> | 76 |
| 暴力行為（対教員暴力）発生時の対応 | 78 |
| 第3 <u>自死予告（自死企図）</u> | 79 |
| 自死予告があった場合の対応 | 80 |
| 第4 <u>児童虐待</u> | 81 |
| 児童虐待を把握した時の対応 | 82 |
| 第5 <u>家出</u> | 83 |
| 家出発生時の対応 | 84 |
| 第6 <u>人権に関わる問題事象</u> | 85 |
| 人権に関わる問題事象発生時の対応 | 86 |
| 第7 <u>性暴力被害・性的虐待・デートDV等</u> | 87 |
| 性暴力被害・性的虐待・デートDV等把握時の対応 | 88 |
| 第4章 教職員 | |
| 第1 <u>体罰</u> | 90 |
| 体罰発生時の対応 | 92 |
| 第2 <u>性暴力</u> | 93 |
| 性暴力発生・把握時の対応 | 96 |
| 第3 <u>教職員の交通事故</u> | 97 |
| 教職員の交通事故発生時の対応 | 98 |
| 第4 <u>個人情報の管理上のトラブル</u> | 99 |
| 個人情報の管理上のトラブル発生時の対応 | 101 |
| 第5 <u>ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）</u> | 102 |
| ハラスメント発生時の対応 | 103 |
| 第6 <u>教職員のメンタルヘルスへの対応</u> | 104 |
| 教職員のメンタルヘルスへの対応 | 105 |
| <u>県教育委員会担当課一覧</u> | 106 |
| <u>危機事案項目と報告様式一覧</u> | 109 |
| <u>『学校危機管理の手引』改訂の経過</u> | 114 |

島 教 教 号 外
令和7年4月16日

フリースクール等の代表者 様

島根県教育庁学校教育課長
(子ども安全支援室)

不登校児童生徒への支援の在り方に関するオンライン研修会の実施について

このことについて、令和6年度には島根県フリースクール等連絡協議会を2回実施し、それぞれの団体の活動の様子や学校と関係機関の連携の在り方、不登校児童生徒への支援の在り方に関する国の考えなど、関係者で確認することができました。

不登校の児童生徒への多様な学びの場の機会の確保や社会的自立を目指すことへの支援を充実させるために、引き続き関係機関の皆さまとの連携を進めていく必要があると考えております。

つきましては、連絡協議会に参加することができない職員の方を対象として、オンライン研修会を実施しますので、職員の皆さまの参加についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和7年4月30日(水) 10:00～10:40
5月12日(月) 15:00～15:40
- 2 対 象 フリースクール等の職員の皆さまのうち希望する方
- 3 内 容 ・不登校児童生徒への支援の在り方に関する国の考えについて(20分)
※研修の内容は令和7年2月14日の連絡協議会での説明と同じです。
・質疑応答(15分)
- 4 そ の 他 ・「参加申込書」に記入のうえメールまたはFAXにて担当者あて送信してください。〆切…4月25日(金)
・zoomによるオンライン会議で行います。参加される場合は、ミーティングID及びパスワードについて、後日連絡します。

| |
|--|
| 島根県教育庁学校教育課子ども安全支援室 担 当 企画幹 野田 寛志 TEL 0852 - 22 - 5412 FAX 0852 - 22 - 6857 E-Mail noda-hiroshi@edu.pref.shimane.jp |
|--|

「不登校児童生徒への支援の在り方に関するオンライン研修」資料
【第1回】令和7年4月30日(水) 【第2回】令和7年5月12日(月)

【資料】

「不登校児童生徒への支援」に関する国の考えについて

～教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)～

◎不登校児童生徒への支援に関する国の施策等(その2 令和年代)

| 期日 | 法・通知・報告等 |
|------------------|--|
| 令和元年(2019)6月21日 | 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」(不登校に関する調査研究協力者会議、フリースクール等に関する検討会議、夜間中学設置推進・充実協議会) |
| 令和元年(2019)10月25日 | 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」 ※いわゆる「令和元年通知」 |
| 令和5年(2023)3月31日 | 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)について(通知)」 |
| 令和5年(2023)7月31日 | 「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」 |
| 令和5年(2023)8月31日 | 「『不登校特例校』の新たな名称について(通知)」 |
| 令和5年(2023)11月17日 | 「不登校の児童生徒等への支援の充実について(通知)」 |
| 令和6年(2024)8月29日 | 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知) |

◎不登校児童生徒への支援に関する国の施策等(その1 平成年代後半)

| 期日 | 法・通知・報告等 |
|-------------------|---|
| 平成28年(2016)7月 | 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告 ～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(不登校に関する調査研究協力者会議) |
| 平成28年(2016)12月14日 | 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」※の公布 ※いわゆる「教育機会確保法」 |
| 平成29年(2017)1月 | 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」(教育相談等に関する調査研究協力者会議) |
| 平成29年(2017)2月13日 | 「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～(報告)」(フリースクール等に関する検討会議) |
| 平成29年(2017)3月31日 | 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」の策定 |

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

1 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(H28.12.14公布)

| |
|--|
| 第1章 総則 |
| 第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 |
| 1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。 |
| 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。 |
| 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。 |
| 4 (中略)その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。 |
| 5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。 |

(「第3条2」では…)個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援が求められている。

「多様な学習活動の場」としては…

『教育支援センター』『学びの多様化学校』のほか、フリースクール等の民間施設・団体も含まれる。

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

2 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(H29. 3. 31策定)

2 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

(2)不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

②不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保【抜粋】

(イ)教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援

不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進する。特に、教育委員会等と民間の団体が継続的に協議を行う**連携協議会の設置**や公と民との連携による施設の設置・運営など、先進事例の紹介等の取組を通じて両者の連携を推進する。また、相互評価に関する調査研究を行うなどして、民間の団体の間における自主的な連携協力を後押しする。

(オ)経済的支援

特に**経済的**に困窮した家庭を対象として、民間の団体等学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒に対する必要な**支援**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(カ)情報提供

不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供を促すほか、**指導要録上の出席扱い**や通学定期乗車券の取扱い制度等の周知を徹底する。

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

3 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(R元. 10. 25)

2 学校等の取組の充実

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

⑥ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する**学校がその学習の状況等について把握**することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその**学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたり**することは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

◎不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において指導・助言等を受けている場合の

指導要録上の出席扱いについて ➡ **別記1**

◎不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の**指導要録上の出席扱い**について ➡ **別記2**

◎学校等は「**民間施設についてのガイドライン(試案)**」を参考に、判断の目安を設ける ➡ **別記3**

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

3 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(R元. 10. 25)

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1)支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「**学校に登校する**」という**結果のみを目標とするのではなく**、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめなおす等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2)学校教育の意義・役割
(中略)

既存の学校教育になじめない児童生徒については、**学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。**

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校(※「**学びの多様化学校**」)、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級(以下、「**夜間中学**」という。)での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3)不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

★「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」(**別記1**)【要約】

【指導要録上『出席扱い』とすることができる要件】

◆ 学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう、**個別支援等の適切な支援を実施している**と校長が評価(判断)できる場合。

◆ 「出席扱い」の判断に当たっては次の留意事項(要件)を踏まえること。

- ① **保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。**
- ② 「学校外の施設」は、教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、**民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。**
*民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについて、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断すること。
※「**民間施設についてのガイドライン**」を参考に、何らかの目安を設けておくことが望ましい。
- ③ 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

★「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」(別記2)【要約】

【指導要録上『出席扱い』とすることができる要件】

- ◆ 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、校長は、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような(学習)活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。
- ◆ 「出席扱い」の判断に当たっては次の留意事項(要件)を踏まえること。

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② ICT等を活用した学習活動とは、ICT(コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど)や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。
- ③ 訪問等による対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- ④ 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- ⑤ 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分把握すること。
- ⑥ ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること。なお、対面指導が適切に行われていることを前提とする。
- ⑦ 出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられる。

★「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別記3)

～フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について～

※このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

1 実施主体について

- 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

★「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別記3)《続き》

3 相談・指導の在り方について

- 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- 情緒的混乱、情緒障がい及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。
- 受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- 我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

★「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別記3)《続き》

4 相談・指導スタッフについて

- 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- 宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

★「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別記3)《続き》

6 学校、教育委員会と施設との関係について

- 児童生徒のプライバシーにも配慮のうえ、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、**学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。**

7 家庭との関係について

- 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

3 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(R元. 10. 25)

3 教育委員会の取組の充実

- (3) 教育支援センターの整備充実及び活用
 - ② 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備
教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、**教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し**、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。
- (5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等
不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

4 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)について(通知)」(R5.3. 31)

1 不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、児童生徒や保護者に必要な支援を行うことが重要であること。

- (1) 不登校特例校(学びの多様化学校)の設置
- (2) 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置
- (3) 教育支援センターの支援機能等の強化
- (4) 教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施 → 自宅等におけるICT等を活用した学習活動に関しての記述
- (5) 柔軟な学級替えや転校等の対応
- (6) 高等学校等の生徒を含めた支援 → 「児童生徒理解・支援シート」等の活用
- (7) 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援 → 「夜間中学」についての記述

※(1)と(3)については、不登校児童生徒への支援の知見や実績を有したNPOやフリースクール等の民間施設との連携強化にも言及。

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

4 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)について(通知)」(R5.3. 31)

2 不登校児童生徒の保護者への支援

不登校児童生徒の早期支援のためには、その保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるようにすることが重要である。
このため、教育委員会等において域内の教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等の民間施設や多様な居場所等に関する**相談窓口**を設け、必要な情報を整理し提供することが求められること。
また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を重層的に支援することが望ましいこと。



文部科学省において、教育委員会等が域内の教育・相談機関等の情報をまとめて提示するための様式例を示す。

不登校児童生徒の教育・相談機関の情報提示様式例

★「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」(文科省初等中等局児童生徒課)(R5.7.31)より



④フリースクール等

学校や教育支援センター以外の、日中の時間帯に不登校の子供が学習をしたり、興味のあることに取り組んだりできる場所です。一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。

| 名称 | 概要 | 連絡先 |
|---------------|---|---|
| フリースクール ○○ | 〒111-0000 東京都千代田区○○ ●電話 03-XXXX-XXXX | TEL 03-XXXX-XXXX(9:00~17:00) ●メール xxxxx@xxxxxxxxxxxxxx |
| △△ フリースクール | 〒111-0000 東京都千代田区△△ | TEL 03-XXXX-XXXX(9:00~17:00) ●メール xxxxx@xxxxxxxxxxxxxx |
| ○○ フリースクール | 〒111-0000 東京都千代田区○○ | TEL 03-XXXX-XXXX(9:00~17:00) ●メール xxxxx@xxxxxxxxxxxxxx |
| △△ フリースクール | 〒111-0000 東京都千代田区△△ | TEL 03-XXXX-XXXX(9:00~17:00) ●メール xxxxx@xxxxxxxxxxxxxx |

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

4 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)について(通知)(R5.3.31)

3 早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化

児童生徒の心身の状態の変化の早期発見や、児童生徒や保護者の包括的な早期からの支援のため、地方公共団体の福祉部局と教育委員会との連携を強化することが求められること。その際、教育委員会と福祉部局が協働し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた教職員向けの研修会を実施したり、保護者向けの学習会等を開催したりすることも考えられること。
また、福祉部局と教育委員会との人事交流や併任発令等を通じた連携強化も効果的であると考えられること。

4 学校の風土の「見える化」

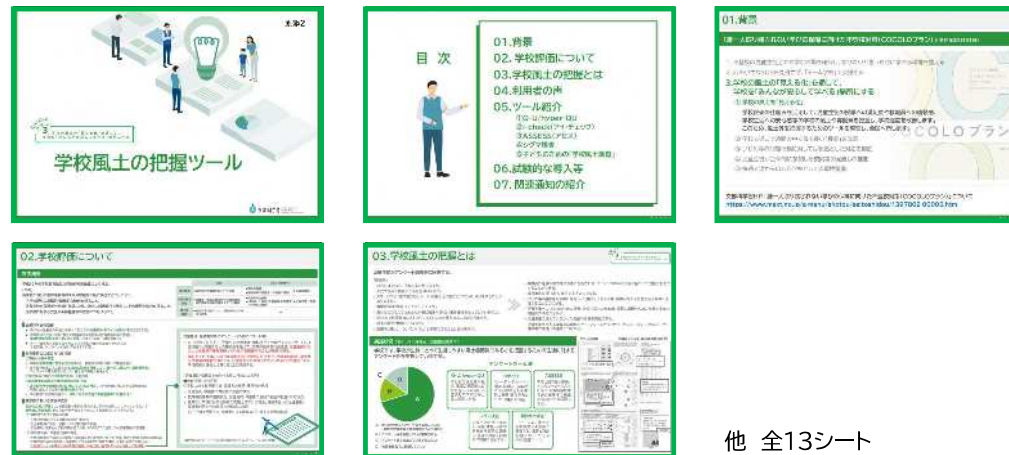
学校の風土と欠席日数の関連を示す調査研究があり、学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気把握し、関係者が共通認識を持って取り組むことにより、安心して学べる学校づくりを進めることが期待されること。



文部科学省において、学校の風土等を把握するためのツールを整理し、示す。

学校風土の把握(「見える化」)ツール

★「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」(文科省初等中等局児童生徒課)(R5.7.31)より



他 全13シート

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

5 「不登校の児童生徒等への支援の充実について(通知)(R5.11.17)

● 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

1 令和元年10月25日付通知(いわゆる「令和元年通知」)について

不登校児童生徒への支援に対する文部科学省の基本的な考え方について、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日付元文科初第698号文部科学省初等中等局長通知)においては、「**不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。**」としているが、**同通知はこの点のみを述べているものではないため、改めて同通知の基本的な考え方を周知する。**

「文科省が『学校に戻ることを前提としない』方針を打ち出した!』といった「誤解」を解くため

(中略)

以上のように、同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、**学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること**

等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、

- ・**学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること**
- ・既存の学校教育になじめない児童生徒については、**学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること**

等を示しているものである。

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

5 「不登校の児童生徒等への支援の充実について(通知) (R5.11. 17)

● 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

2 学校教育の意義及び在り方について

学校及びその設置者においては、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたい。その際には、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要であり、例えば以下のような取組を実施いただきたい。

- ・ICTを一層活用しながら、児童生徒の特性に合った柔軟な学びの実現に向けた授業改善。
- ・年間を通じて、他の児童生徒や教職員との人間関係の形成に資する活動を十分な時間をかけて丁寧に行う。
- ・学校の風土や雰囲気について、各種ツールを用いた把握と改善。
- ・いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合には直ちに警察に相談・通報する。(以上4点要約)

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

5 「不登校の児童生徒等への支援の充実について(通知) (R5.11. 17)

● 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

3 不登校の児童生徒や保護者への支援等について

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを旨とした「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)(令和5年3月)」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ(令和5年10月)」、様々な学びや相談の場を作り出していくことを示した「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～(令和5年10月)」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。学校及びその設置者は、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設やNPO等との連携が必要となった場合であっても、当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である。

あわせて、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められること。また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用していただきたい。

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

6 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知) (R6.8. 29)

● 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

● 法令改正の趣旨

・学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、社会的自立を後押しすることは重要であり、これまで、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月初等中等教育局長通知)において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた。

・近年の不登校児童生徒の急増を受け、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記された。また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月閣議決定)においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置をおこなうこととされている。これらを踏まえ、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進し、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進するため、「令和元年通知(「不登校児童生徒への支援の在り方について」)」の内容を法令上明確化するもの。

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

6 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知) (R6.8. 29)

● 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

● 法令改正の概要

◆ 学校教育法施行規則の一部改正

義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることを法令上に規定。

◆ 文部科学大臣が定める要件

- 1 学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められること。
- 2 学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。
- 3 学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

6 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知) (R6.8. 29)

● 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

●留意事項について(主なものを抜粋)

- ・必要な程度を超えて不登校の期間が長期にわたることを助長しないように留意する。
- ・必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではない。
※不登校児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の当該児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った、指導要録への適切な記載に努めること。併せて、通知表等を通じて当該児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも考えられること。
★つまり、必ずしも「評価＝評定」ではない、ということ。
- ・フリースクール等の民間施設における相談・指導が個々の不登校児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が教育委員会と十分な連携をとって判断すること。
※学校及び教育委員会においては「民間施設についてのガイドライン(試案)」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましい。
- ・不登校児童生徒が複数の学校外の機関等において学習を行っている場合には、自宅を含めそれぞれの学校外の機関等における学習状況等を確認することが望ましい。
- ・「学習状況の定期的・継続的な把握」とは、最低限、学校における成績評価の通知の頻度(例:学期ごと)に対応したタイミングで行う必要がある。
- ・不登校児童生徒の自宅におけるICT等を活用した学習活動の成績評価を行う際は、原則として、訪問等を通じて定期的かつ継続的に対面での相談・指導を行うことが望まれる。

◎教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携の必要性に関する記述(抜粋)

6 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知) (R6.8. 29)

● 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

●具体的な取組例

- ・1人1台端末を活用して、教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映。
- ・学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映。
- ・フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映。
- ・民間のeラーニング教材を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映。

島根県フリースクール等連絡協議会参加

フリースクール紹介 2025



島根県教育委員会

子どもの居場所 フリーダス

松江市砂子町209-3
TEL 0852-28-2827
受け入れ対象：小学生・中学生・高校生

松江未来学園 (REわっく)

松江市学園二丁目13-10
TEL 070-8430-0529
受け入れ対象：小学生・中学生・高校生
HP：<https://www.coconollp.com/>



アスキ高等学院

松江市白湯本町42
TEL 0852-33-7997
受け入れ対象：中学生・高校生
HP：<https://asuki-school.jimdofree.com/>



特定非営利活動法人 スペース

松江市法吉町579-7
TEL 0852-78-2294
受け入れ対象：小学生・中学生・高校生
HP：<https://www.space-shimane.jp/>



フリースクールREわっく松江校 (松江未来学園)

松江市学園二丁目13-10
TEL 070-8430-0529
受け入れ対象：小学生・中学生・高校生
Instagram：
<https://www.instagram.com/rewak0401/>



NPO法人志塾フリースクール まつえ教室

松江市大正町442-6 今岡ビル1階
TEL 080-9160-0956
受け入れ対象：小学生・中学生・高校生
HP：<https://shijuku-fs.or.jp/>



みかた-NET

雲南市大東町飯田112番地14
TEL 090-7504-5686
受け入れ対象：小学生・中学生・高校生
HP：<https://mikata-net.site/>



フリースクールREわっく出雲校

出雲市今市町1374 発酵文化研究所
TEL 070-8430-0529
受け入れ対象：小学生・中学生・高校生
Instagram：
<https://www.instagram.com/rewak0401/>



NPO法人志塾フリースクール いわみ教室

益田市本町2-15
TEL 080-4823-9049
受け入れ対象：小学生・中学生・高校生
HP：<https://shijuku-fs.or.jp/>



フリースクール「アルペジオ」

益田市高津町口493番地1
TEL 090-8639-3115
受け入れ対象：小学生・中学生・高校生

登校しづらい、学校以外の場所で過ごせる場所がほしいなど、どなたでもご利用できます。
詳細については直接フリースクールにお問い合わせください。



様々な困りごとや悩みの相談窓口一覧を県教育委員会のホームページに掲載しています。こちらの二次元コードからご覧ください。→→→



島根県フリースクール等連絡協議会の取組

協議会を令和6年度に設置し、10月と2月に2回開催しました。フリースクール、小・中学校長会、特別支援学校長会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会、県教育委員会、その他県の関係課等が参加し、フリースクールと学校との連携を中心に活発な意見交換が行われました。令和7年度も協議会を2回開催する予定にしています。

※ フリースクール等民間機関は、島根県教育委員会又は市町村教育委員会が所管しているものではありません。

【主な協議内容】

- ① フリースクールの活動紹介
- ② 不登校の子どもたちへの支援の在り方について
- ③ 子どもたちや保護者の方へのフリースクールの周知について
- ④ 連絡協議会に参加するフリースクールの要件について

フリースクール紹介リーフレット設置場所について 07.8.25現在

| 分類 | 場 所 | 窓口数 | 設置箇所数 |
|----------------|------------|-----|----------|
| 県、市町村庁舎 | 島根県庁本庁舎 | 14 | 1 |
| | 松江合同庁舎 | | 1 |
| | 浜田合同庁舎 | | 1 |
| | 出雲合同庁舎 | | 1 |
| | 益田合同庁舎 | | 1 |
| | 隠岐合同庁舎 | | 1 |
| | 安来市庁舎 | | 1 |
| | 江津市庁舎 | | 1 |
| | 雲南市庁舎 | | 1 |
| | 奥出雲町役場 | | 1 |
| | 飯南町役場 | | 1 |
| | 美郷町役場 | | 2 |
| | 邑南町役場 | | 1 |
| | 知夫村役場 | | 1 |
| 社会福祉協議会 | 島根県社会福祉協議会 | 4 | 1 |
| | 松江市社会福祉協議会 | | 1 |
| | 出雲市社会福祉協議会 | | 1 |
| | 海士町社会福祉協議会 | | 1 |
| 図書館 | 島根県立図書館 | 12 | 1 |
| | 松江市内の図書館 | | 3 |
| | 出雲市内の図書館 | | 7 |
| | 隠岐の島町図書館 | | 1 |
| | 益田市内の図書館 | | 1 |
| | 江津市内の図書館 | | 1 |
| | 雲南市内の図書館 | | 3 |
| | 奥出雲町内の図書館 | | 9 |
| | 川本町内の図書館 | | 1 |
| | 美郷町の図書館 | | 1 |
| | 海士町の図書館 | | 1 |
| | 知夫村内の図書館 | | 1 |
| | 公民館 | | 松江市内の公民館 |
| 浜田市内のまちづくりセンター | | 26 | |
| 益田市内の公民館 | | 21 | |
| 安来市内の交流センター | | 25 | |
| 江津市内の公民館 | | 1 | |
| 奥出雲町内の公民館 | | 9 | |
| 川本町内の公民館 | | 1 | |
| 美郷町の公民館 | | 9 | |
| 海士町内の公民館 | | 1 | |

39

171